

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正

一 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助

1 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第十六条の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とすること。

2 法第十六条の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、1に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とすること。（第五条関係）

二 届出が必要でない貯留機能保全区域内の行為は、次に掲げるものとする。

1 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為

2 仮設の建築物等の建築その他の貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為

(当該利用に供された後に当該土地が有する河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。)

(第十七条関係)

三 特定開発行為に係る土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

1 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。2及び3において同じ。)を生ずることとなるもの

2 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

3 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

(第十八条第一項関係)

四 法第五十七条第二項第二号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

1 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援

助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害者支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康包括支援センター（妊婦、産婦又はじよく婦の收容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

2 幼稚園及び特別支援学校

3 病院、診療所（患者の收容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじよく婦の收容施設があるものに限る。）
（第十九条関係）

五 法第五十七条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

1 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

2 仮設の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
(第二十条関係)

六 法第六十六条第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

1 非常災害のために必要な応急措置として行う建築

2 仮設の建築物の建築

3 特定用途（四の1から3までに掲げる用途をいう。以下同じ。）の既存の建築物（法第五十六条第一項の規定による浸水被害防止区域の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。）の用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為
(第二十一条関係)

七 居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室

1 住宅の用途に供する建築物について、居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室は、居間、食事室、寝室その他の居住のための居室（当該居室を有する建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六十六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあつては、当該他の居室）とすること。

2 法第五十七条第二項第二号に掲げる用途の建築物について、居室の床面の高さを基準水位以上の高

さにすべき居室は、次の(1)から(4)までに掲げる用途の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六十六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあつては、当該他の居室）とすること。

(1) 四の1に掲げる用途（②に掲げるものを除く。） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）

(2) 四の1に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。） 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの

(3) 四の2に掲げる用途 教室

(4) 四の3に掲げる用途 病室その他これに類する居室（第二十二條關係）

八 特定建築行為着手の制限の例外となる工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とすること。（第二十三條關係）

九 法第七十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同条に規定する雨水貯留浸透施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とすること。（第二十四條關係）

十 その他所要の改正を行うものとする。

第二 下水道法施行令の一部改正

一 指定都市が設置する公共下水道の事業計画のうち、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（二において「計画降雨」という。）の設定又は変更のみの変更に係る事業計画を定めようとするとき等は、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないものとする。 （第四条の二第一号ハ関係）

二 計画降雨の設定又は変更等に係る公共下水道の事業計画の変更をしようとするときは、事業計画を定めようとするときと同様の協議等を要するものとする。 （第五条の二第六号関係）

三 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助

1 下水道法第二十五条の十五の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

2 下水道法第二十五条の十五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、1に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。

(第十七条の六関係)

四 地方公共団体の条例で定める都市下水路の維持管理の基準の参酌基準として、排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管の点検は、一年に一回以上行うことを定めるものとする。 (第十八条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第三 河川法施行令の一部改正

一 河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則として、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、流域及び災害の発生を防止すべき地域の現在及び将来の気象の状況等を総合的に考慮すること等を定めるものとする。 (第十条第一号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第四 宅地建物取引業法施行令の一部改正

一 広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、浸水被害防止区域における特定開発行為に係る許可等を追加するものとする。 (第二条の五第十八号の二関係)

二 宅地の売買等の契約の成立までに説明が義務付けられる重要事項に、浸水被害防止区域における特定開発行為に係る許可等に関する事項の概要を追加するものとする。

(第三条第一項第十九号の二関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第五 地方住宅供給公社法施行令等の一部改正

一 次に掲げる政令の規定において、地方住宅供給公社等を国の行政機関又は地方公共団体等とみなして準用する規定として、法第六十条（法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び法第六十九條（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）を追加するものとする。

1 地方住宅供給公社法施行令第二条第一項第二十号

2 地方道路公社法施行令第十条第一項第十六号

3 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第九条第一項第十一号

4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二十八条第一項第十九号

5 国立大学法人法施行令第二十六条第一項第三十七号

6 地方独立行政法人法施行令第四十条第一項第十八号

7 独立行政法人国立病院機構法施行令第十六条第一項第二十六号

8 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令第十五条第一項第十二号

9 独立行政法人都市再生機構法施行令第三十四条第一項第二十号

10 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令第十八条第一項第二十号

11 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令第十六条第一項第二十号

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第六 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

一 広告の規制等に係る許可等の処分に、浸水被害防止区域における特定開発行為に係る許可等を追加するものとする事。
(第七条第二十二号の二関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第七 都市再生特別措置法施行令の一部改正

居住誘導区域を定めない区域として、浸水被害防止区域を追加するものとする事。

(第三十条第五号関係)

第八 その他所要の改正を行うものとする。

第九 附則

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行するものとする。

(附則関係)